

乗馬クラブクレイングループ

会員向け傷害保険

◆AIG 損保の傷害総合保険◆

地震・噴火・津波危険補償特約、熱中症危険補償特約等セット

本会員向け制度について

本制度の加入は、毎月月末を締切とし、翌月 1 日より補償開始となります。

ご加入の方法につきましては、各乗馬クラブフロント、または制度事務局までお問い合わせください。

補償プラン

(2023年 2月現在)

	お支払いする保険金 (1名あたり)	
	プラン A お仕事をしている方(※1)	プラン B お仕事をされていない方(※2)
入院保険金 (日額) (1事故につき 180日限度)	7,000 円	
手術保険金 (1事故につき 1回)	手術の際の入院の有無によって上記の入院保険金 (日額) の 入院中 10倍 入院中以外 5倍	
通院保険金 (日額) (1事故につき 90日限度)	2,000 円	
傷害医療費用保険金 (事故の日から 365日以内の費用)	180 万円限度 (1事故につき)	100 万円限度 (1事故につき)
死亡保険金	690 万円	290 万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	27.6 万円~690 万円	11.6 万円~290 万円
お 1 人あたり月払保険料	月々 2,100 円	

(※1) お仕事をされている方は、お仕事中的おケガは対象となりません。(就業中の危険補償対象外特約セット)

(※2) お仕事をされていない方は、24時間補償対象となります。

補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて 180 日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(注)既にお支払いした後遺障害保険金額がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●(プラン A の場合)被保険者がその職業または職務に従事している間に被ったケガ
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて 180 日以内の入院が対象)	●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ (例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) (次ページに続く)
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて 180 日以内の手術 1 回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	

通院保険金	ケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度） （※1）骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）を固定するためにギブスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 （※2）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。（1事故につきご契約の保険金額限度） ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	

適用される特約名	特約内容
地震・噴火・津波危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合も、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約	急激かつ外来の日射または熱射による身体障害についても保険金をお支払いします。

用語のご説明

医師	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。 医師法でいうところの医師を指します。従って、医師の指示の下に行われず、あんま、マッサージ、針灸、カイロプラクティクス等の医業類似行為については、お支払いできない場合がございます。柔道整復師については、法律（柔道整復師法）に基づき、応急的もしくは医療補助的に施術を行うことが認められており、医師の治療に準じて対象に含めています。（柔道整復師が行う施術の中には、対象となる治療行為に該当せず、お支払の対象外となる施術があります。） 		
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。		
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。	保険金	ご契約により補償される事由が生じた場合に、引受保険会社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事由が生じた場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。	保険料	ご契約の内容に基づいて、契約者から引受保険会社へ払い込まれた金銭をいいます。

保険金請求手続きのご案内

●事故に遭われたら、速やかに乗馬クラブフロントまでご連絡ください。

正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知を頂けない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際、知っている事実を告げられなかった場合、または事実と異なることを告げられた場合などには、それによって引受保険会社が被った損害額を差し引いて保険金をお支払する場合があります。

●事故報告書類（保険金請求書）は、「乗馬クラブフロント」にございます。

- 事故報告後に引受保険会社の担当が決まり、必要書類のご案内を致します。
- その他ご不明な点は取扱代理店（株式会社アスク）、またはAIG損害保険株式会社 事故受付センター（0120-255-202）宛にご連絡ください。

＜事故報告にあたってご注意いただきたい点＞

- 日常生活の中のおケガが対象です。お仕事の中のおケガは対象となりません。
 - むち打ち症・腰痛の場合、診断書上、医学的他覚所見のない「むち打ち症・腰痛症」などは、保険金のお支払の対象とならないことがあります。
- ※保険金のお支払には、団体契約の為、クレイン本部経由で引受保険会社に保険金請求書をお送りしますので、個人でご加入の保険よりも多少時間を要することがあります。

＜お申込みにあたってご注意いただきたい点＞

- このチラシはクレイングループが加入している保険商品の概要をご説明したものです。説明については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせ下さい。
- ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- お申込みの際に頂いた個人情報は保険の加入、支払等のために利用します。これらの目的のほかには利用することはありません。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問合せは下記取扱代理店まで

株式会社 アスク

〒531-0075 大阪府大阪市北区大淀南 2-8-1

TEL. 06-6458-4460

（受付時間：午前9時～午後5時まで/土・日・祝日・年末年始を除く）

<http://www.askcom.jp/>

引受保険会社

AIG損害保険株式会社 大阪プロチャネル営業部

〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 36階

TEL. 06-7223-2010

（受付時間：午前9時～午後5時まで/土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

D-006302 (2024-01)